

平成 22 年 9 月 1 日

各 位

株式会社埼玉りそな銀行

埼玉県との『防災協力に関する包括協定』の締結について

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 上條正仁）は、本日、埼玉県と『防災協力に関する包括協定』を締結いたしましたのでお知らせします。

弊社では、従来から危機発生時における業務継続態勢の整備に取り組んでおりますが、今回の協定を機に、平時より県と相互に協力し、地震その他の災害に強い地域づくりに貢献してまいります。

1 協定の名称及び目的**『防災協力に関する包括協定』**

埼玉県と弊社が相互に協力し、平時より防災意識の普及啓発に努めるとともに、災害発生時における必要な応急措置等を円滑に遂行し地域における様々な課題に迅速かつ適切に対応することを目的とする。

2 協定締結日

平成 22 年 9 月 1 日（水）

3 協力事項**1 平時における防災意識普及啓発活動**

- (1) 埼玉県が行う防災訓練、防災意識の普及啓発活動への参加及び広報
- (2) 弊社が行う防災訓練、防災意識の普及啓発活動に対する支援

2 災害発生後における金融機能に関する円滑な対応

- (1) 被災者の預金払い出しについて臨機応変な対応
- (2) 災害時における手形の不渡処分についての配慮
- (3) 住宅建替え資金や中小企業向け災害復旧資金等の円滑な供給
- (4) 既貸出金の返済条件緩和に関する特に柔軟な対応
- (5) その他、災害発生後における地域住民の生活資金の確保や地元企業等の経済活動の維持・復旧に資する金融支援

3 災害発生時における金融機能以外に関する災害対応活動

- (1) 被害情報等を相互に提供した上で、互いの情報発信機能（弊社の店舗における掲示板等を含む）を幅広く活用すること
- (2) 災害時における徒歩帰宅者に対する支援
- (3) 「地域防災サポート企業・事業所」※として登録した活動

※ 地域と協力して防災・救援活動等を行う意欲のある企業・事業所を登録し、地域との連携や協力体制づくりを推進していく県の取組み。登録した企業や事務所は、災害や事故が起きた場合、地域の市町村や自主防災組織と協力して防災・救援活動などを行うとともに、普段は、地域の防災・救援活動に積極的に取り組む。

埼玉りそな銀行は、地域に根ざした地元金融機関として、被災時においても地域の皆さまの生活を維持し経済的な復旧に貢献するために必要な金融機能をご提供することが重要な使命であると考え、引き続き体制整備を進めてまいります。

以 上